最終更新日：2016年12月19日
株式会社夢真ホールディングス
代表取締役社長　佐藤　大央
問合せ先：03-3210-1212
証券コード：2362
http://www.yumeshin.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の「健全性」「公平性」「透明性」「遵法性」を向上させるコーポレート・ガバナンスの確立が、企業価値すなわち株主価値を高める重要な経営課題の一つであると認識しております。
株主をはじめ、すべてのステークホルダーとの信頼関係の構築を目指し、経営システム並びに、株主総会・取締役会・監査役会等の制度機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤　眞吾	16,425,440	22.03
有限会社佐藤総合企画	14,844,000	19.91
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	2,598,900	3.49
BNYM TREATY DTT 15	1,387,000	1.86
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	1,278,900	1.71
資産管理サービス信託銀行(証券投資信託口)	1,266,800	1.70
深井　英樹	880,040	1.18
BANQUE PICTET AND CIE SA AC 10 PCT DIVIDEND	700,000	0.94
佐藤　淑子	688,000	0.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	585,200	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂本　朋博	弁護士											
小田　美紀	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本　朋博	○	坂朋法律事務所　代表パートナー	＜社外取締役に選任した理由＞ 豊富な知識と経験を有しているため。 ＜独立締役に指定した理由＞ 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
小田　美紀	○	（株）フィナンテック　取締役	＜社外取締役に選任した理由＞ 豊富な知識と経験を有しているため。 ＜独立締役に指定した理由＞ 当社と株式会社フィナンテックとの間には、コンサルティング業務等に関する取引があるものの、その取引額は極めて僅少であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと

			判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室とは、会社の財務及び業務状況について情報を共有しております。また、内部監査室は月例監査役会に出席し、業務監査報告を励行しております。会計監査人につきましては、定期的に会計監査報告を受け、財務状況を監視しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋　宏文	他の会社の出身者													
六川　浩明	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　宏文	○	―――	＜社外監査役に選任した理由＞ 豊富な知識と経験を有しているため。 ＜独立締役に指定した理由＞ 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
		小笠原六川国際総合法律事務所　代表	＜社外監査役に選任した理由＞ 豊富な知識と経験を有しているため。 ＜独立締役に指定した理由＞

六川　浩明	○	パートナー	東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5.（3）の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役への業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として業績連動型報酬制度及びストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対し、新株予約券を有償で付与する仕組みを導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、取締役及び監査役ごとの総額を開示し、営業報告書にて取締役、社外取締役、監査役及び社外監査役ごとの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、意見陳述することで経営の監査機能の充実に寄与しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は月例及び臨時に開催しております。取締役会決議事項は、事前に取締役会事務局に集約し、決議事項に関する業務執行組織の検討書審査した上で、取締役会に提出し決議する体制です。
外部監査は、太陽有限責任監査法人が担当し、定期的に監査役会に会計報告を励行しております。
内部監査は、内部監査室を設置し、年間監査計画に基づき内部監査を行っております。また、日常的に会社の状況等について、監査役と情報共有及び意見交換を実施しております。
監査役は定例の監査役会において業務執行組織のヒアリングを実施すると同時に、内部監査室から業務監査報告を受け、会社の状況等を常時監視しております。また、監査役は取締役会に常時出席するだけでなく、会社の重要な会議に出席して意見を陳述し、コーポレート・ガバナンスの確立に寄与しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行に関しましては、事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制であることを目的とし、経営の意思決定機関及び業務の監督機関としての取締役会と業務執行機関を分離しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会当日の1ヶ月前を目処に発送しております。
その他	株主総会招集通知を発送日前に、ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間5回以上、東京・大阪をはじめとした各主要都市にて個人投資家向け会社説明会を開催しております。 また、日本取引所グループ、証券会社及び報道機関等が主催する個人投資家向けイベントに積極的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末決算発表後の年2回、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	ニューヨーク、ロンドン、香港及びシンガポール等で開催される、金融機関主催のIRカンファレンスに定期的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会にて使用した説明会資料をはじめ、決算短信、有価証券報告書及び適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室を設置しており、専任の担当者が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規定にて、「コンプライアンス行動指針」を定めており、株主をはじめとしたステークホルダーとの目指すべき関係性を具体的に明記しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東京証券取引所の情報開示指導を遵守し、適時適切な情報開示に努めるとともに、「インサイダー取引防止規程」を策定し、従業員に対して注意を喚起しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款適合性を確保するための体制

(1)取締役会は、取締役会規程、職務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
(2)当社及び当社子会社は取締役会を定期的に開催して、取締役が相互に職務執行の法令・定款への適合を監視する体制を構築する。
(3)コンプライアンスに係るコンプライアンス行動指針及びコンプライアンス規程等を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する専門部署を設けて全社的な管理を行うと共に、部署又は営業所毎にコンプライアンス担当者を置いて現場毎のきめ細かいリスクについて効果的な統制活動を行う。
(4)全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。
(5)情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。
(6)危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
(7)財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
(8)財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書を提出するべく、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)情報の保存及び管理に係る社内規定を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
(2)社内規定・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて・文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確化し、徹底した管理を行う。
(3)情報セキュリティに係る態勢については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
(4)取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社及び当社子会社は、リスク管理に係る社内規定を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
(2)全社的にリスクを評価して対応を決定し、統括すべきリスク毎に責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1)取締役会は、会議を開催して、グループの中期経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期、各会社毎の業績目標を設定する。
(2)当社及び当社子会社は、取締役の意志決定を効率的に遂行するために、有効な職務分掌、稟議規程等を定め、効率的な職務執行組織を構築・運営する。
(3)代表取締役は、執行役員制度に基づき、執行役員の職務の執行の効率性を月度で開催する執行役員会を通じ、レビューを行い、その結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
(4)取締役会は、会議を開催して、月次の業績に対し、ITを活用した管理会計に基づき、データ化された結果のレビューを行い、目標に対する評価・分析を行う。
(5)取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務執行組織を運営する。
(6)内部監査室は、内部統制の有効性について監査を行う。
(7)IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。

5. 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ管理規程を設け、これに基づいて、当社に事務局部署を設ける等グループ全体の経営方針の適正を確保するための組織を整備する。

6. その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、関連会社管理規程を制定・施行し、グループ全体の適正な経営方針を確保するための体制を整備し、グループ会社を管理する部署を定め、管理・監督指導を行う体制を構築する。
(2)子会社(上場会社を除く)は、一定の重要事項について、子会社で機関決定する前に、当社に報告を行って承認を求めさせる。
(3)コンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社が統括管理を行うか、個社ごとに管理を行わせるとしても、適宜、報告を求め、必要な助言・指導を行う。
(4)第1項第(4)号の社内通報制度については、グループ全体を対象とする。
(5)当社の内部監査室は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

補助使用人として監査役会事務局を設け、その独立性を確保するため、監査役会事務局に対する指揮命令は監査役会にのみ属する。

8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

効果的な定例報告体制及び随時報告体制を具体的に整備する。

9. 当社子会社の取締役・監査役・使用人、これらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

(1)当社子会社の取締役又は役員は、当社監査役会と定期的に会合をもち、業務遂行に関する事項等について報告を行う体制を構築する。
(2)当社子会社の取締役・監査役・使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な対応をする。

10. 8. 及び9. の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社又は子会社の取締役・監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、通報者を保護する。

11. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い等

当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めがあったときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行う。

12. その他監査役の実効性に関する事項

(1)監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。
(2)監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備する。
(3)監査役は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。
(4)監査役は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)「コンプライアンス行動指針」により、反社会的な個人・グループ等に対し違反となるような金品の供与はもとより、寄付金、賛助金、情報誌(紙)の購買等不当、不法な要求には一切応じない。また、反社会的な個人、グループ等と取引を行わない。
(2)反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し、組織的に対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

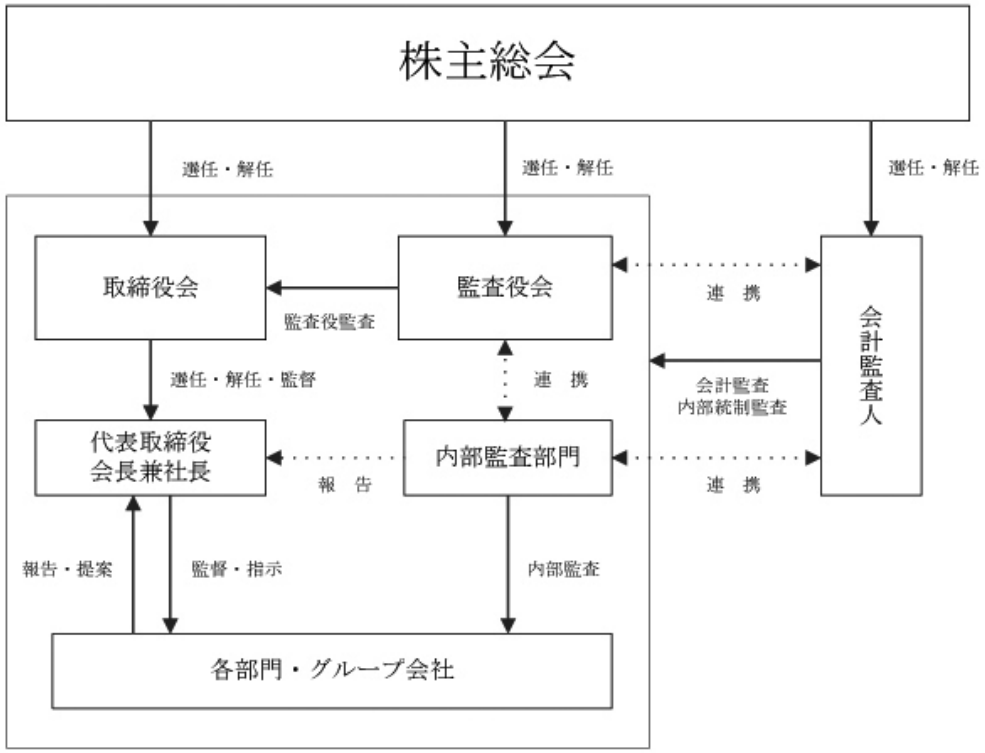
該当項目に関する補足説明

―――

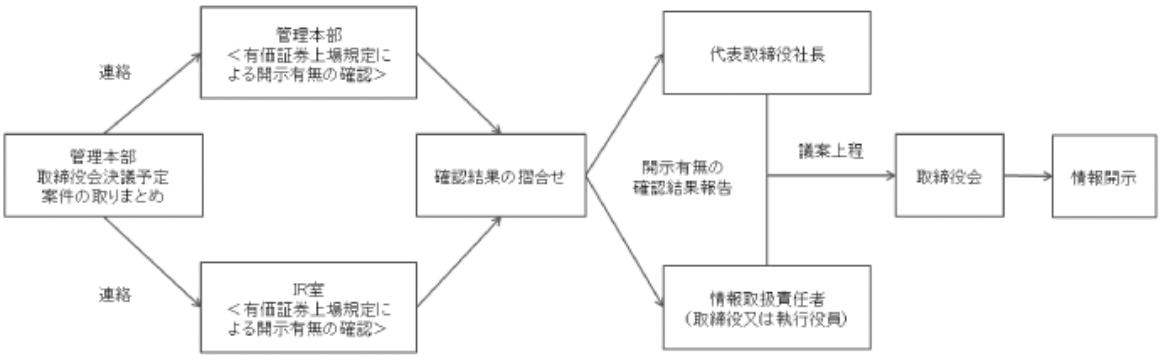
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制決議に基づき、コンプライアンス事務局及びリスク管理事務局を組織体制に設け、今後さらに機能の充実を図ってまいります。

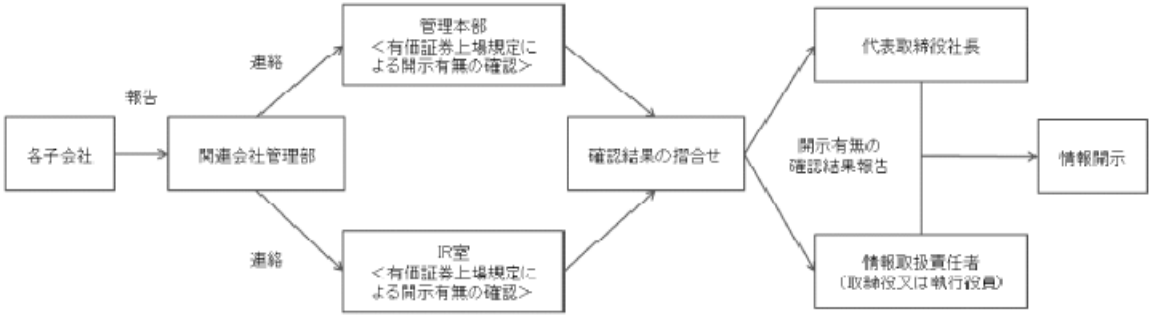
〈模式図〉



＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

